

平成 27 年 11 月 6 日

第 2 回無担保社債の社債権者 各位

AvanStrate 株式会社

## 当社第 2 回無担保社債の要項変更に関する社債権者集会開催について

AvanStrate 株式会社(以下「当社」といいます。)は、本日、取締役会において、当社が平成 22 年 11 月 5 日に発行した総額 100 億円(残高 7,160,980,000 円)の第 2 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISIN コード:JP310532BAB7)(以下「本社債」といいます。)について、本社債の要項変更を行なう社債権者集会(以下「本社債権者集会」といいます。)を開催することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 社債要項変更の理由及び内容

当社は、液晶ガラス市場の厳しい環境変化の下、業績見込み、足元の資金調達余力等に鑑み、平成 27 年 11 月 5 日に償還期日が到来することとされていた本社債残高 74 億円の償還を賄うだけの資金に目途の立たない状況にあったため、各種の検討・協議を踏まえ、本社債の償還期限の延長等の条件変更を本社債の社債権者様にご提案させていただき、当該条件変更は、同年 10 月 2 日開催の本社債の社債権者集会の決議によって可決・承認され、当該決議については、同月 8 日付で東京地方裁判所の認可決定を得たところです。

かかる償還期限の延長等は、本社債および当社第 1 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISIN コード:JP310532AAB9)(以下「第 1 回社債」といいます。)ならびに当社の借入金を含む、当社の金融債務全体のリスケジュールの一環としてご提案させていただいたものであり、第 2 回社債については、平成 27 年 10 月 2 日開催の社債権者集会の決議によって償還期限の延長等の条件変更が可決・承認され、同月 8 日付で当該決議に係る東京地方裁判所の認可決定を得ております。また、当社の借入金についても、同月 27 日付で弁済期限の延長等の条件変更に係る変更契約を取引金融機関様等との間で締結しております。

この点、当社の借入金については、借入金に係る弁済額の総額は社債・借入金残高に占める借入金の未返済元本残高の総額の割合に対応した金額とすることで社債権者の不利としない内容にて了解を得ましたが、借入金に係る複数の契約の間の弁済の充当・各契約に係る弁済額等の内訳については、取引金融機関様との協議・調整の結果を反映し、社債・借入金残高に占める各契約毎の残高の割合に対応した金額に必ずしも一致しない内容にて変更契約が締結されております。これを踏まえ、本社債の要項のうち借入金の返済に関する部分につき、かかる変更契約の内容に沿った形での変更を再度ご提案させていただ

くこととなった次第です。

なお、上記のとおり、上記変更契約は、借入金に係る弁済額の総額を社債・借入金残高に占める借入金の未返済元本残高の総額の割合に対応した金額とするものであり、したがって、当該変更契約およびこれを踏まえた本社債の要項の上記変更は、本社債(および第1回社債)に係る償還額その他の償還の方法および期限に影響を与えるものではございません。

## 2. 本社債権者集会の開催

本社債の要項変更は、下記により開催予定の本社債権者集会に諮ったうえで決定されます。また、本社債権者集会の決議は、裁判所の認可決定を条件として効力を生じます。

### 記

- (1) 日時 平成 27 年 12 月 4 日(金曜日)午後 2 時 30 分
- (2) 場所 東京都中央区京橋 1-7-1 戸田ビルディング 7 階  
TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター カンファレンスルーム 7F
- (3) 目的事項 本社債の社債要項の一部を変更する件
- (4) 議案の内容 本社債の社債要項を、以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所を示します。)

旧	新
<p>9. 償還の方法および期限 (中略)</p> <p>(9) 当社は、平成 27 年 10 月 31 日以降、対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高に係る元本弁済は、①平成 28 年度第 1 回償還期日、②平成 28 年度第 2 回償還期日、③平成 29 年度第 1 回償還期日および④平成 29 年 10 月 31 日の各償還期日と同日に、(i)上記①ないし③の場合においては、平成 28 年 3 月期調整フリーキャッシュフロー金額、平成 29 年 3 月期上半期調整フリーキャッシュフロー金額および平成 29 年 3 月期調整フリーキャッシュフロー金額のそれぞれに、平成 28 年度第 1 回償還基準日、平成 28 年度第 2 回償</p>	<p>9. 償還の方法および期限 (中略)</p> <p>(9) 当社は、平成 27 年 10 月 31 日以降、対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高については、①平成 28 年度第 1 回償還期日、②平成 28 年度第 2 回償還期日、③平成 29 年度第 1 回償還期日および④平成 29 年 10 月 31 日の各償還期日と<u>それぞれ</u>同日に、(i)上記①ないし③の場合においては、平成 28 年 3 月期調整フリーキャッシュフロー金額、平成 29 年 3 月期上半期調整フリーキャッシュフロー金額および平成 29 年 3 月期調整フリーキャッシュフロー金額のそれぞれに、平成 28 年度第 1 回償還基準日、平成 28 年度第 2 回償</p>

<p>還基準日および平成 29 年度第 1 回償還基準日のそれぞれの時点における各対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高割合(各対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高を、各基準日時点における金融負債総額で除した数値(小数点以下第 5 位を四捨五入する。)をいう。)を乗じた額を、(ii)上記④の場合においては、当該時点における各対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高の全額を、それぞれ弁済する方法によってのみ行うものとし、上記以外の期日および方法による対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高に係る元本弁済を行わないものとする。</p>	<p>還基準日および平成 29 年度第 1 回償還基準日のそれぞれの時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本総残高割合(各基準日時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高の総額を、それぞれの時点における金融負債総額で除した数値をいう。)を乗じた額(1 円未満の端数は切り捨てるものとする。)を限度として弁済する方法、(ii)上記④の場合においては、当該時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高の全額を弁済する方法によってのみ元本弁済を行うものとし、上記以外の期日および方法による元本弁済を行わないものとする。</p>
---	--

### 3. 本社債等の要項変更についての社債権者向説明会の開催

上記 2 記載の本社債権者集会の開催に先立ちまして、当社は本社債および当社第 2 回無担保社債の社債権者様を対象に社債権者向説明会を開催させていただき所存です。同説明会においては、本社債の要項変更の内容及び理由を説明申し上げる予定です。同説明会の開催日時、場所等の詳細につきましては本日付「当社第 1 回無担保社債及び第 2 回無担保社債に関する社債権者向説明会開催のお知らせ」をご参照下さい。本社債の社債権者様におかれましては、ご多用中恐縮ではございますが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

また、今後、当社からの個別通知等のご連絡が必要となるかと存じます。そのため、社債権者様におかれましては、①商号、本店所在地および代表者名(法人の場合)または氏名および住所(個人の場合)、②連絡先の情報(担当者、住所、電話番号、ファックス番号および電子メールアドレス)ならびに③ご所有の社債金額を、以下のお問い合わせ先に、電子メールまたはファックスにてご連絡くださいますようお願い申し上げます。ご連絡いただいた場合、法的に可能な限り、通知等を直接お送りさせていただきたいと考えております。

当社は、財務構成の健全化に向けた様々な取組みを更に進めるとともに、新規取引先の開拓を通じた収益力の向上に引き続き努めて参る所存です。

今後とも当社は、安定した資金を確保しつつ、収益性を向上させ継続的成長を可能とする

企業体質の構築に努めて参りますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※本社債権者集会・社債権者向説明会に関するお問い合わせ先

AvanStrate 株式会社 事業管理本部

TEL 070-1544-7861 Fax 03-6417-4341

電子メールによるお問合せ先 [bond@avanstrate.com](mailto:bond@avanstrate.com)

以 上